

第41号議案  
令和6年度一般会計補正予算案

総務委員会資料  
令和6年4月23日  
企画経営部税務課

令和6年度定額減税および定額減税しきれないと見込まれる方への  
給付金(調整給付)の支給について

賃金上昇が物価高に追い付いていない区民の負担を緩和するため、令和6年度  
税制改正大綱に基づき、令和6年6月から所得税・住民税の定額減税を実施する  
(定額減税)。また、定額減税しきれないと見込まれる方に対し不足額について給付  
金を支給し(調整給付)、減税効果を等しく波及させる。

1.定額減税について

1)減税額 …… 以下の額を納税義務者より減税

- ①住民税 : 1万円 × (本人+扶養親族)人分を令和6年度所得割から減税
- ②所得税 : 3万円 × (本人+扶養親族)人分を令和6年所得税から減税

令和6年度住民税(単位:円)			4人家族の場合	
例:)	↑	所得割	42,000	↓
	住民税			40,000円減税 1万円×4人
	↓	均等割	4,000	2,000
		森林環境税	1,000	4,000
			1,000	

2)個人住民税の減税対象者

- ・合計所得金額 1805 万円以下で、令和6年度住民税の所得割が課税された方
- ※国外に居住する扶養親族は対象外。
- ※同一生計配偶者(合計所得金額 1000 万円超の方の配偶者)は令和7年度住民税で減税。

3)減税実施時期 …… 令和6年6月より

4)個人住民税の減税方法

- ①特別徴収の場合 減税後の税額を11月等分し、7月分から徴収  
(6月分は給与天引しない)
- ②普通徴収の場合 1期分から減税し、減税しきれない場合には2期分以降  
に減税しきるまで
- ③年金特徴の場合  
10月分の特徴月から減税し、減税しきれない場合には12月分、2月分の  
天引き額から減税しきるまで

★特徴・普徴・年金特徴の各税額決定通知に、  
「控除済額」(減税額)と「控除対象外額」(減税しきれなかった額)を記載

### 5) 条例一部改正

「令和6年度の個人の特別区民税の特別税額控除」として附則改正  
改正地方税法が令和6年3月28日国会で可決成立 3月30日公布、  
4月1日施行。条例施行に際し議会を招集する時間がないため専決処分。

## 2.調整給付(定額減税しきれないと見込まれる方への給付)について

### 1) 給付のしくみ

$$\boxed{\text{定額減税可能額}} = \begin{array}{l} \text{住民税} \quad 1\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族人数}) \\ \text{所得税} \quad 3\text{万円} \times ( \quad \quad \quad // \quad \quad \quad ) \end{array}$$

減税前税額が減税可能額を下回り、減税しきれない場合、その不足額に  
ついて住民税と所得税とで合算し、1万円単位に切上げ、給付する。

令和6年度住民税(単位:円)

		4人家族の場合		6人家族の場合	
例:)	↑ 住民税				
	所得割	42,000	40,000円減税 1万円×4人	42,000円減税 1万円×6人	60,000円(1万円×6人)減税のところ 20,000円給付へ
	均等割	4,000	2,000	4,000	18,000円を1万円単位に 切上げ
↓ 森林環境税	1,000	1,000	1,000		
		減税のみ	減税と調整給付		

※事務処理基準日 令和6年6月3日

※所得税算出においては、令和5年所得税を令和6年所得税と推計して算出  
するため、令和6年所得税が確定する令和7年2-3月期に再集計する。  
令和5年所得税と比較し、不足額が生じた場合には令和7年度に追加給付  
を行う(不足額給付)。

※令和6年6月3日以降に税額(住民税・所得税)に変更が生じた場合には、翌  
年の不足額給付の際に支給する(令和7年度給付)

## 3.予 算 案

令和6年度調整給付 計 2,124,051 千円

対象者 53,000 人

給付金 53000 人 1,987,730 千円

コールセンター等委託 82,940 千円

システム運用経費 39,116 千円

郵送費等 14,265 千円

物価高騰重点支援地方創生臨時交付金 10/10 活用

#### 4.スケジュール(案)

令和6年	3月30日	改正地方税法公布(3月28日国会可決成立)
	4月1日	区税条例一部改正 専決処分
	4月23日	補正予算案 臨時会予定
	5月	令和6年度住民税 減税賦課 決定 5/13 特徴 6/10 普徴・年金
	6月初旬	調整給付対象者抽出(所得税は令和5年所得税から算出)
	7月下旬	調整給付通知 発送開始
	10月-11月	申請期限 10/31 予定 支出期限 11/30
令和7年	4月	令和6年所得税を計算
	5月以降	**不足額給付を支給 (所得税額確定後、住民税更正額と併せて不足額を給付)